

○公益財団法人 東洋食品研究所 研究活動の不正防止計画

公益財団法人 東洋食品研究所（以下、「当法人」という。）では、「公的研究費等不正防止規定」第6条に基づき、不正防止に対応することを目的として、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日 文部科学大臣決定）を踏まえ、以下の通り当法人における研究活動の不正防止計画を策定する。

1. 組織内の責任体制の明確化

当法人における研究活動の適正な運営・管理体制を構築するために法人内の責任体制を次の通り整備し、不正防止に努める。

- （1） 最高管理責任者（代表理事）は、公的研究費に関する管理・運用を統括し、公的研究費の管理・運用に係る不正の発生の防止に努めなければならない。
- （2） 最高管理責任者の下、総括管理責任者（研究部長）公的研究費の管理・運用を統括するとともに、当法人の公的研究費の管理・運用が正確に処理されるよう努めなければならない。
- （3） コンプライアンス推進責任者（総務部長）は、公的研究費の管理・運用が適正に行われているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

2. 不正行為を発生させない環境の醸成

- （1） 研究活動の不正を防止するため「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規定」等を法人内外に周知することにより、当法人において研究活動に関わるすべての構成員に対しコンプライアンス及び研究倫理を自覚させる。
- （2） 研究活動の運営、管理及び執行に関わる全ての者は、社会的責任として研究遂行における研究費の適正な執行に努めるため、関係諸規則を遵守させる旨の誓約書の提出を義務付ける。
- （3） 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、当法人の状況を体系的に整理し評価する。
- （4） 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針及びルールを定め、業者に対し周知徹底する。
- （5） 業者に対し、一定の取引実績や当法人におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、下記事項を盛り込んだ誓約書の提出を義務付ける。
 - ・ 当法人の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
 - ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
 - ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異論がないこと

- ・当法人の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

3. ルールの明確化と周知徹底

競争的資金等の執行及び事務処理手続きに関するルール等は、当法人の経理関係規程等に準ずるものとし、不正の発生要因を体系的に整理・評価し、明確かつ統一 的な運用を図る。また、法人内外から相談を受け付ける窓口を総務部に設置し、研究遂行のための適切な支援に資するように努める。

4. 競争的資金等の予算執行管理活動

総務部は、競争的資金等の予算の執行状況をモニタリングし、実態と合ったものになっているか定期的に確認するとともに、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば計画的な執行を呼び掛ける。併せて、交付前執行、繰越、不要額の返還制度等を研究者に周知し、競争的資金の効果的かつ効率的な執行を目指す。

5. 物品等の発注・納品・検収体制

研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、すべての物品等の購入において総務部が検収を実施し、競争的資金等で購入した換金性の高い物品については、総務部で物品の所在が分かるように記録する。

6. 謝金・人件費に係る勤務状態の管理

競争的資金を利用して非常勤研究員等を雇用する場合は、総務部が採用時に面談・選考を行い、勤務条件や契約内容等を確認する。さらに、勤務・業務遂行実態を把握できる管理体制の整備に努める。

7. 旅費制度の運用管理

- (1) 旅費等の管理体制については、当法人の旅費規定に準ずるものとし、出張申請等は、所属部署の長の承認を得て、事前に総務部へ提出する。
- (2) 出張計画の実行状況等の把握・確認については、出張報告書の提出を義務付け、総務部は、重複受給がないかなども含め、出張の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。

8. 内部監査体制

競争的資金等の適切な執行を確保するため、内部監査委員会を置く。内部監査委員会は、各部と連携のうえ、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。

9. その他

- (1) 上記の他、不正防止計画は、優先的に取り組む事項を明確なものとするとともに、モニ

タリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的な見直しを行い、常に最も適正と言える研究活動の管理体制を保つこととする。

- (2) 不正防止計画は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が策定し、最高管理責任者（代表理事）の決議を経て行うものとする。

附則 この不正防止計画は、2019年9月24日に制定・施行する。